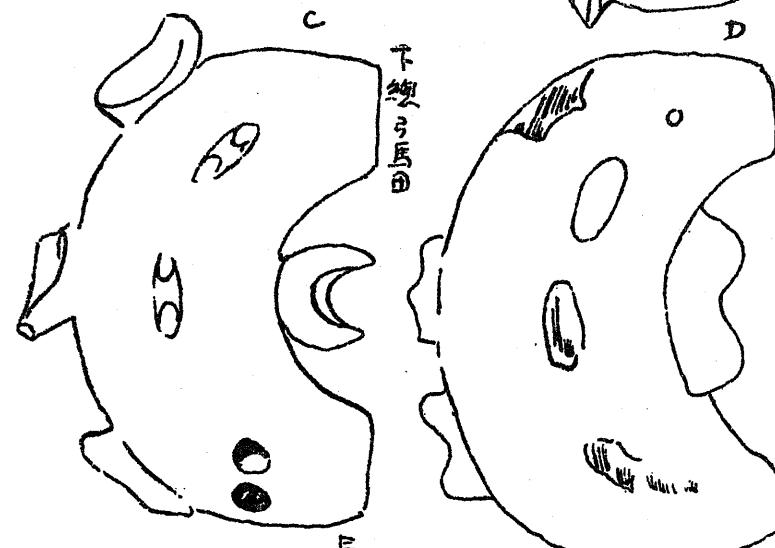


Title	子持勾玉の研究
Sub Title	
Author	直良, 信夫(Naora, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.3 (1929. 11) ,p.137a(459a)- 163(485)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0137

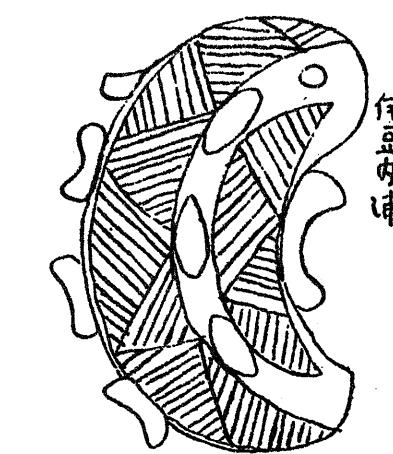
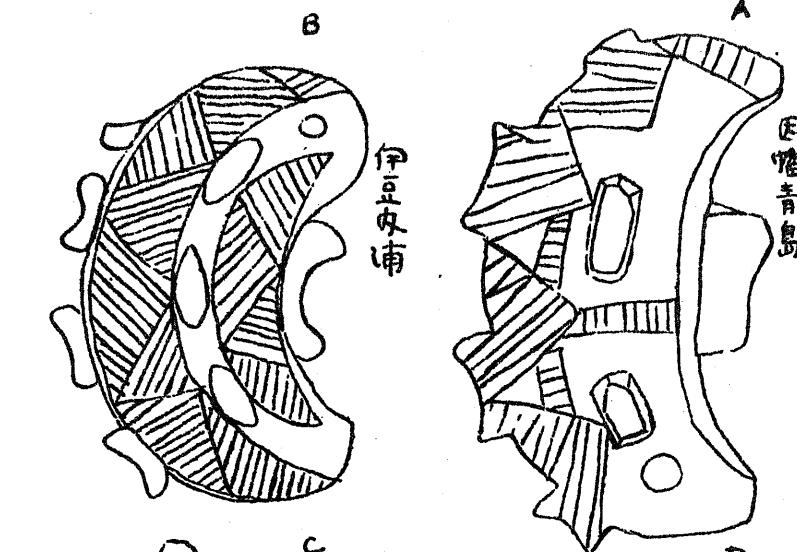
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

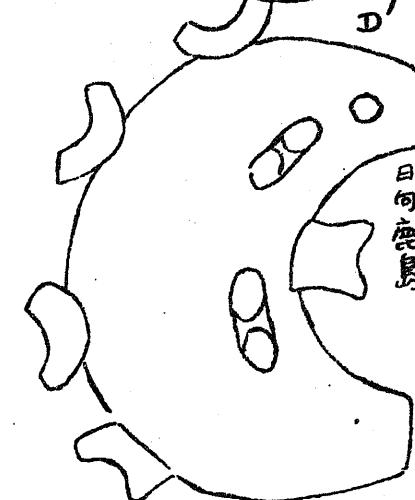
前期



中期



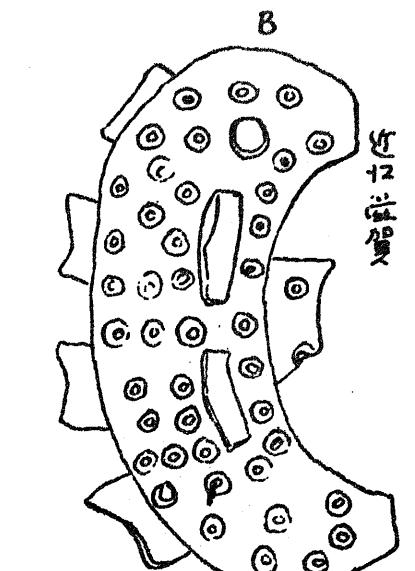
宮崎陸鹿島



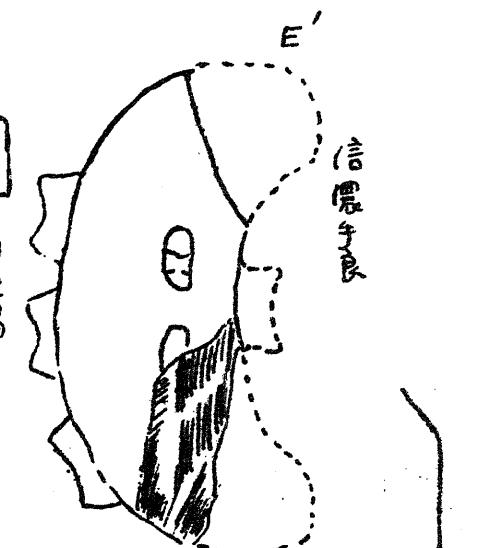
伊豫伊豫村



伯耆東伯郡



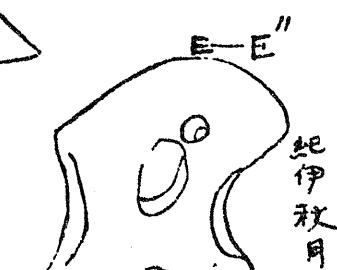
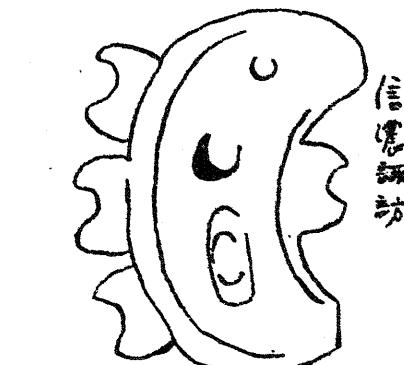
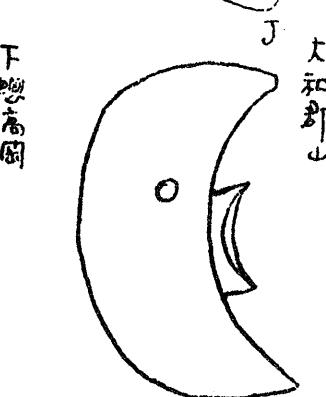
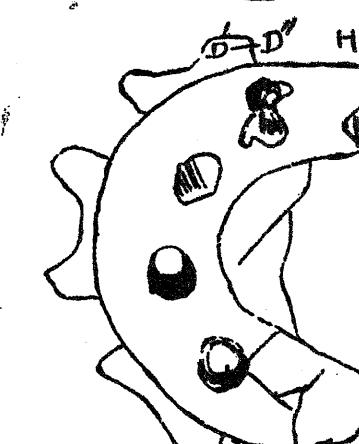
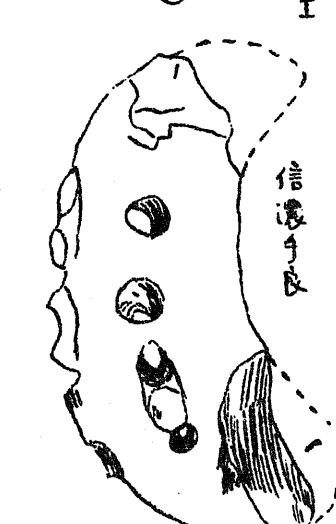
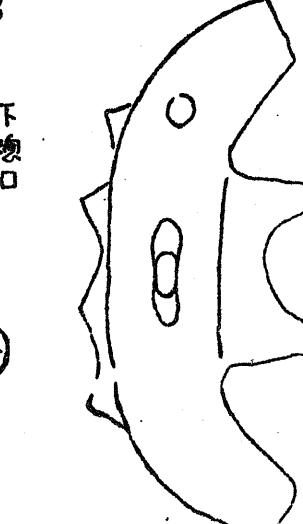
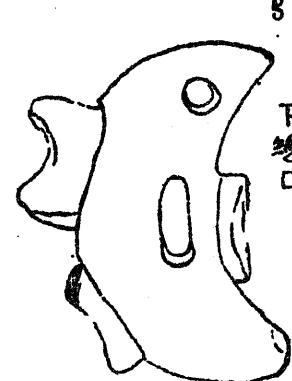
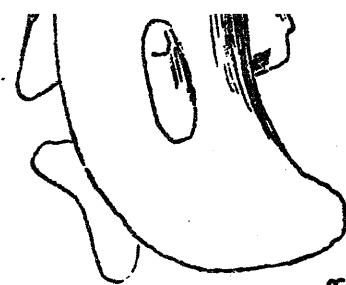
近江滋賀



高麗牛郎

中期

後期



三期

S

H

I'

D' D' H'

I

J

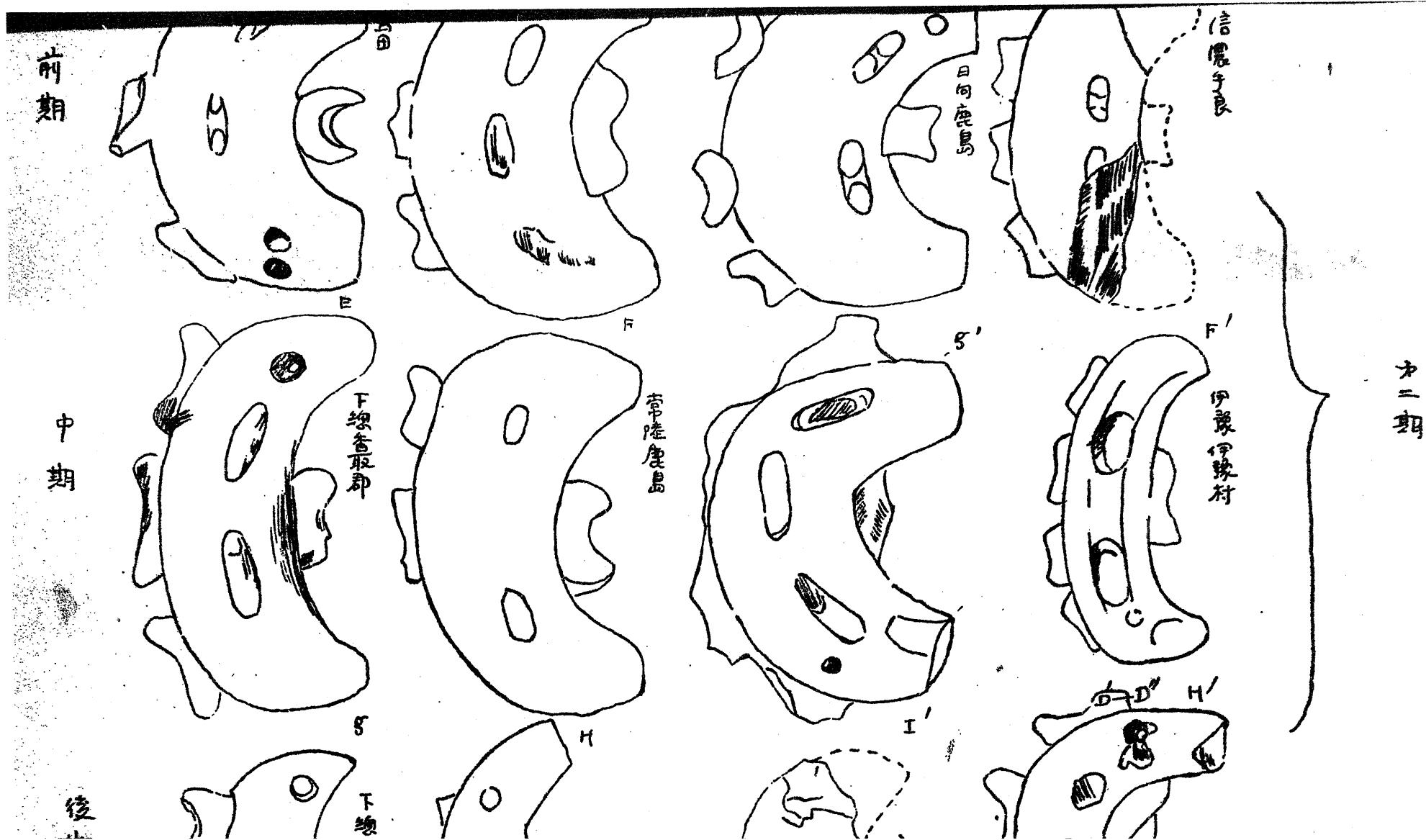
下總高國

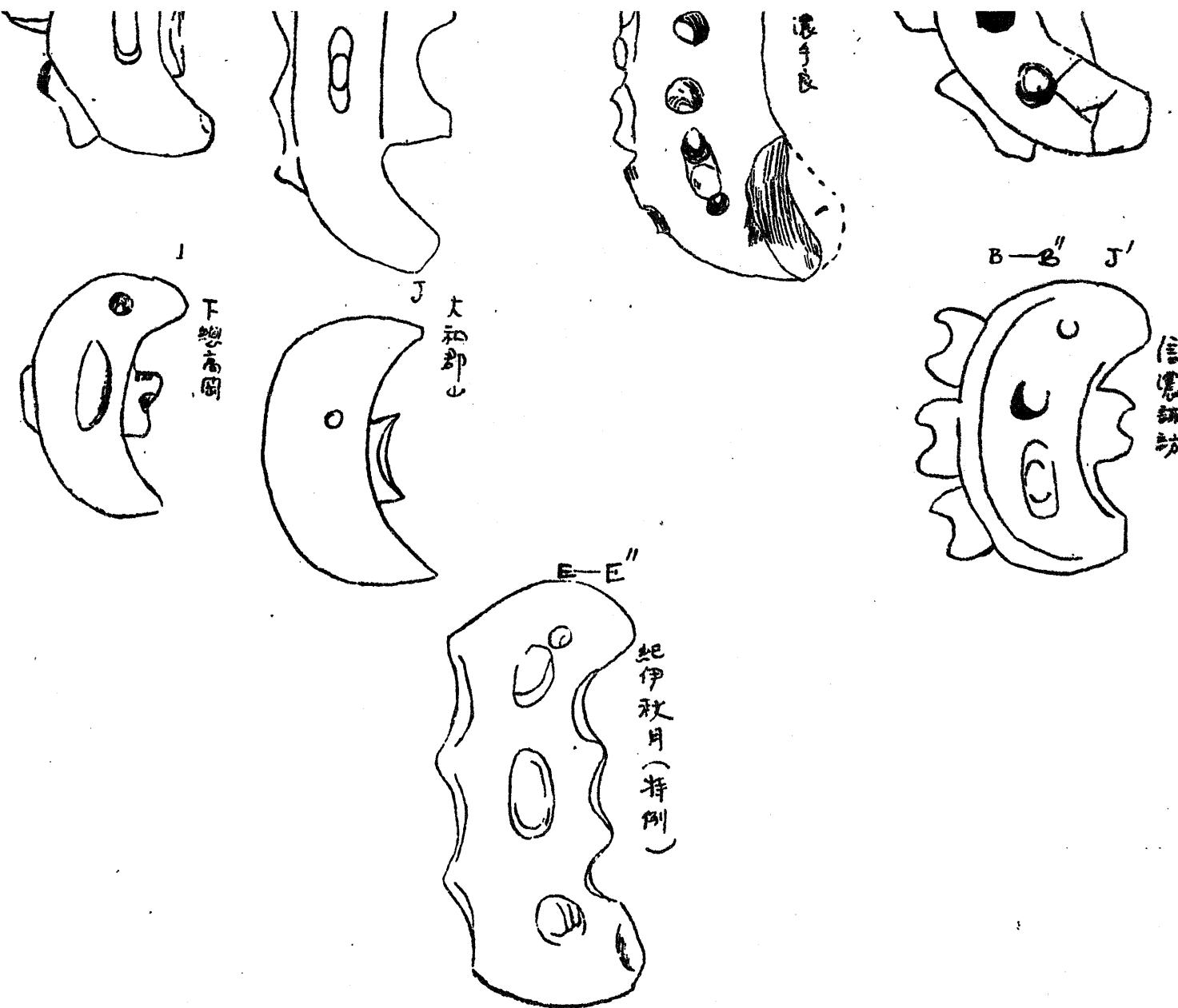
大和郡山

B-B'' J'

信濃國

紀伊秋月





圖一九

子持勾玉の研究

一 序 説

わが上代の數多い遺物の中、未だその性質及年代の明ならざるもの、必しも二、三に止まらない。いま私がこゝで述べやうとする處の、子持勾玉なるものも、實はその中の一つである。

この遺品が、かゝる名稱を附せられるに至つた因由は、その本體をなす器形が、所謂勾玉の相貌を呈するものであるが上に、更に又、その附帶する處の小凸起が、之又勾玉様のものであるのによる。で私は今この遺品の論述をなすにあたつて、この「子持勾玉」なる名稱が、必しも當を得た呼名であるとは思はないけれども、暫く從來の慣習に準つて、この名稱を襲用することとする。

この勾玉が、早く世人の注目を喚起するに至つた理由は、極めて明である。古來、玉類を愛することに於て優れたる邦人が、その形相の異常にし、愛すべき特質を多分にもつこの勾玉が、昔時の好古者をして満足せしむ可き要素を多分にもつてゐたからである。かの雲根志の著者木内石亭の如きは、實にその中の一人である。明治大正代に於ては、和田千吉大野雲外兩氏の如きがあり、更に、之について論述せられた先學は少くない。

この遺品は、古く、石劍頭ともいはれたものであつて、子持勾玉の稱據と共に、その形貌の示す一點から起つたものに外ならない。

二 子持勾玉の分布

今日私の知り得たる子持勾玉の分布は左記の四十箇所である。之等の出土地の中には、疑ひの深まる箇所もないことはないが、もとより所傳を有するもののみであるこの種のものに於ては、今日、やはりいふ處の出所をある程度まで信ぜねばならない。これは、かの銅鐸のそれ等よりも、學的立場に於て遺憾な點が少くない。

番號 出土地 (特に箇数を示さざるものは一箇出土)

1	日向國宮崎市上別府 町字廣島	民族と歴史三の五
2	伊豫國伊豫郡伊豫村 紀伊國海草郡宮村秋 月日前神宮社地(三箇)	東京人類學會雜誌一八八
3	同 同 同	雲根志三の三、同誌二七五
4	伯耆國西伯郡高麗村 長田	同近江常善寺藏
5	同 東郷村高辻	足立正氏藏
6	同 東郷村高辻	佐野英山氏藏
7	同 東伯郡倉吉松崎間	東京人類學會雜誌一八八
8	因幡國氣高郡松保村 青島(二箇)	鳥取縣史蹟勝地調査報告 第一冊
9	大和國磯城郡三輪山	雲根志三の三

備考

彌生式土器片散布
廣大な扇形主體の散土

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
同	馬場山の神 小學校敷地	櫻井町	樋口清之氏藏	西原	同	生駒郡郡山町	佐藤勇太郎氏藏、實見	同	山邊郡丹波市町	考古學雜誌一八の一〇	鳥取縣史蹟勝地報告第一冊	馬場山の神 小學校敷地	櫻井町	樋口清之氏藏	西原	同	多武峯	高橋博士考古學講座	大和國磯城郡三輪町
木塚	同常陸國筑波郡神生貝 船尾	印旛郡船穂村	香取秀眞氏藏	同	同	相馬郡高井村	東京人類學會雜誌二四三	同	諏訪山茶畑	同	東京人類學會雜誌二四三	東帝博藏考古學講座	同	同	同	同	同	同	同
船玉	同鹿島郡鹿島神 眞壁郡關本町	同旭村沼崎九本	大場馨雄氏報	同	同	東葛飾郡葛飾	高橋博士考古學講座	同	同	同	東京人類學會雜誌二七九	東京人類學會雜誌二七九	東京人類學會雜誌二四三	跡	器	彌生式土器片散布 廣大な扇形主體の散土	跡	器	彌生式土器片散布 廣大な扇形主體の散土

30	同	稻敷郡阿波村	滑石製模 地?
31	四個所作		稻敷郡阿波村 清野博士藏
32	下野國	上伊那郡手良	信濃國上伊那郡手良 江見水蔭氏報
33	村下手	下伊那郡市田	下伊那の先史及原史時代 東京人類學會雜誌一八八
34	同	村鐘鑄原	古墳出土(?)
35	同	村五反田	會地 同
36	同	村別所原	三穗 同
37	同	平林	埴科郡豐榮村 人類學雜誌三一の二
38	同	矢ヶ崎(二箇)	諏訪郡永明村 考古圖集
39	同	上野國群馬郡箕輪村	東帝博藏
40	同	越後國中頸城郡矢代村	雲根志三の三
	同	青野	高橋博士考古學講座

以上の地名表は、梅原末治氏の鳥取縣史蹟勝地調査報告第一冊に載示せられた地名と、高橋博士が考古學講座に發表せられた最新の表示とを參照し、それにその後私の知り得たる處の二・三の箇所を増補したのに過ぎないのである。

三 子持勾玉發見の遺蹟と

その出土狀態

子持勾玉は、かの銅鐸及他の青銅兵器等と共に、第一等の出土に關する明な學的記錄をもつものなく、凡て古く何かの場合に入れるを常としてゐるがため、一・二の例外を除きこゝで明確に之の遺蹟と出土狀態の實際とを示すことが出來ない。

たゞ、清野博士の石製品散布地と樋口清之氏の祭祀遺跡出土説と梅原氏の近江の滋賀と、因幡青島及伯耆高麗の三例が、彌生式土器を主體とする遺蹟に於て出土せるものなるの三説を聞くに過ぎないのであるけれども、その後私の調査する處によれば、常陸神生貝塚及紀伊の日前神社の地からは、やはり彌生式土器片の發見されるのを聞くことが出來、大和郡山發見品が、銅鐸、石製磨錐、石斧、石包丁、打製石鏃その他の遺品と共に出土せるの一事を耳にするに至つたのである。

その他は、凡て、單獨に子持勾玉のみを發見するのに過ぎないのみではなく、その遺蹟地には、特殊の設備も、亦目立つ程の標示もなく、全く子持勾玉自身發見されるのである。

そして、夫等の遺蹟に於ける玉の出土状態が、大抵は一箇所に一箇（異例として、二個を出土してゐるものも少數ある）を出土するに止まつてゐるのであつてしかも亦夫等が何等他に伴出物といふものをもつてゐない。

四 子持勾玉の相貌

今日、私共の知見に觸れることの出来る子持勾玉は第一圖の形式推移の圖示に於て警せられるが如くに、勾玉様の主體を軸として、その内側に一箇（中にはこれを缺ぐものすらある。しかしこれは、昔は存在してゐたのかもしれないと思はれるふしがあるものがある）背筋に四箇、三箇、二箇、一箇と、勾玉によつて、如上の所謂子をもち、（中には、之すら缺ぐものがある。）主體の兩脇に、三箇、二箇、一箇とやはり子をもつてゐる。しかし、中には、この子の變りに孔や若くは丸い凹味をつくつてゐるものもあり、最初から、こゝにも、子の存在をみなかつたものもある。そして、その主體の一方の端近のほど中央に、主として片抉の鮮

な貫孔をもつてゐる。主體となす勾玉様の形相は、ほど一定の形式の上に建てられた相貌ではあるけれども、その間にも些少の相違を見ることが出来、そのあるものは、均整な彎曲をなしてゐて、恰も優良な工跡を止めてゐる原史時代の曲玉に類似してゐるものもあるけれども、反對に、主體兩端のやゝ銳尖な傾向を有するものと、甚しく屈曲して、正しい半圓を形造つてゐるものすらある。その所謂子に於ても、正しく勾玉様の形示をもつものと、ほんの申譯に、少しく附着してゐるのに過ぎないものとがあつて、異例として、甚しく角張つた式のものと、不規則な形ちで不整美に附着してゐるものとがある。

石材は、主として滑石か、もしくは臘石の如き、軟質のものを使つてゐるが、中には蛇紋岩を用ひてゐるものもある。一體に表面は滑平であるために光澤があるばかりに、面の所々に、工作時のいたましい傷跡を残してゐるものも見受けられる。大きさは、普通の勾玉よりもずつと大きく、最小のもの、下總高岡出土品の七・二釐から、信濃諫

訪の一八糸を最大として、その中核は、一二糸を前後する。身巾は、伊豫村と信濃諏訪の二・八糸から因幡青島の六糸を最大として、その中核は、四糸前後である。身の厚味は大約一糸を前後する。

五 子持勾玉に關する考說

一 子持勾玉の起源

如斯、異様な相貌と、出土遺蹟及その状態の特殊なる性質を帶びる子持勾玉が、如何にしてその形の發生をみたるかについて、私は左にその大要を述する。

子持勾玉の主體をなす勾玉様の相貌が、その概觀に於て、むしろ勾玉となすよりも、（普通の勾玉は頭部大にして尾部小、そしてその斷面形が橢圓に近い）兩端の截断せられた三日月型のものであるのに注意を惹く。その兩端の丸味をもつものに於ては、單に、その角張れる兩端を磨研して、角をとつたといふのに過ぎない。

而して、その彎曲の度合と、その身に附着する子の配置を觀するとき、かの因幡青島・伊豆内浦・

近江滋賀・伯耆東伯郡出土の有紋遺品の存在と共に、私は何をさしあいても、鉢にミヅラ様の耳をもつ優秀な一群の銅鐸の存在を省慮する。

實に、子持勾玉の主體たる部分の、截端弦月様形貌の由來は、日本上代の勾玉にその直接の因を發してゐるといふよりも、寧ろその形貌よりして、銅鐸の鉢に、大なる關係をもつものであると思はれる。

試に思へ。彼の子持勾玉の主體が、既に前述の如く甚しく銅鐸の鉢に、その形相の等似的であるのみならず、その主體の外縁に附着する子なるものの配列と、その附加の手法は、まさしく、銅鐸の鉢の外縁に存立する所謂ミヅラ様の耳と何等の異なる處なく、しかも、その數が三箇もしくは四箇を出でない點は、何といふ著しい類似ではないか。加ふるに、この子持勾玉の外縁（つまり背）に存する子の形式が、勾玉の主體と反對の方向に反りをなすものあるに至つて、果して之を銅鐸の鉢に於けるミヅラ様の耳と無關係として断じ去ることが出来るであらうか。のみならず、その附着の根柢

を流れる作法は、兩者寸分の相違なく、全く同軌なる一點は誰しも否み得ない事實であらう。同時に、子持勾玉の兩脇に存する子なるものが、この主體の曲度に併行して、秩序正しく置かれたる點は、その有紋のものに於て、伊豆内浦例の如く、（たゞへ夫が紋様の普遍的原始性を多分にもつものであることが認められるにもせよ）まづ外縁線に沿ふて一線を書き、次に鋸齒紋の複合よりなる組帶紋を埋め、然る後子の存在を見、續いて組帶紋の存することは、殆銅鐸の鉢に於ける配紋と等

似的ではないだらうか。かかる見解に於て、この兩脇の子なるものは、鉢にミヅラ様の耳をもつ銅鐸のこの部に於ける相連なる連擊渦巻紋の如きものもしくは之れに近いものゝ變形であると見ることが出来るであらう。この子持勾玉に於ける兩脇の子が、その數三個を限度とせる點は、銅鐸の鉢に於けるこの部の紋様（主として渦巻紋）が普通、三箇乃至四箇をその限度となすことに徵して何といふ著しい類似ではないだらうか。ことに、大和石上出土の鐸鉢の一面に於けるミヅラ様紋様（双

頭渦紋の一類）の配存の如きは、まさに、その子持勾玉の子の存在の誘發を思はせるに充分である。

而して、子持勾玉の内縁に於ける一箇の突起、即ち子の如きは、子持勾玉が鐸鉢より轉生せられたるものであることを認識せらるゝに至つては、銅鐸の鉢孔の部域に、何等の彩飾なきに鑑みて、とくに、背棟の子の附加と調和せしむ可く、増補せられた突起として觀することは、甚しき附會ではないと信ずる。

かく觀じ来るに及んで、まづ、子持勾玉の身に存する紋様を注意するに。伊豆内浦例の若しく銅鐸的であることはさきに述べたるが如くであるとして、因幡青島發見品の一例の如きは、實にその後に於ける一變異の相違にしくはなく、伯耆東伯郡出土若くは近江滋賀のものゝ如きは、直接的に、銅鐸に發見し得ざる配紋であるとはいへ、銅鐸に渦巻紋を多用せられてゐることを思ふとき、その相互の丸いものであるといふ一點に於て之又甚しく無關係なものとして論斷することは素より不可

能である。

観じ様によつては、子持勾玉は、銅鐸それ自身を模して、以て異形化したのではあるまいかとも思はれるのであるけれども、子持勾玉の主體の屈曲をなす點と、身の空洞ならざる一事とは、この説の成立を完ふせざるものであることは明らかである。

畢竟するに、私は前にも述したるが如くに、子持勾玉なる一群の遺品の起源は、まさしく、當時近畿の青銅文化を代表して盛行したる銅鐸にあり、而してその誘發によつて單に石製して異形化したものに過ぎない子持勾玉は、後章に述べるが如き目的のために、その一端に穿孔して、以て飾用に便ならしめたといふに外ならないものであることを力説する。

一 子持勾玉の形式とその推移

既にして、子持勾玉の起原が、銅鐸にありと認定せらるゝならば、五十箇に満ざるその數の中、その最も原型に近きものとして、やはり伊豆内浦、因幡青島、近江滋賀、伯耆東伯郡出土の有紋整形

品等を最初に挙げねばならないことは當然であるとはいへ、その手法の原型を思はせるに最も有力な徵證をもつ日向廣島、常陸所作の如きも逸してはならない重要な遺品である。

いま之等の優秀品を第一期所産としてみると子持勾玉は第一圖の如き階程を経て文化的進展をなし、最後には、所謂櫛形勾玉なる遺品と關係をもつてゐることを知るのである。以下、少しくこの勾玉の形式の推移發達につき述べることとする。

事物の變遷を物語る遺品の推移を研究するにあたつて、まづその形式の簡単なるものより始めて、漸次複雑なる式のものに考及をなすことは、多くの場合、極めて自然な配序であることが少くない。然し乍ら、子持勾玉そのものに於ては、この推移觀は到底成立する餘裕を有つことを認めることができないのみならず多くの先例を裏切つて、本遺品のみは、その複雑なるものを原型もしくは、それに近き所産として、之を第一に置かねばならない。これは、いふまでも、子持勾玉が銅鐸と有關

の状態に存するを認定したるによるものである。

尙第一圖の形式發達圖を觀することによつて明に知得されるが如くに、子持勾玉の形式の簡單なるものは、その複雜なるものに比して、遙にその原型に遠ざかるものであることは明白なるものがあり、然るに、之に反して、その形相の、わが古墳發見の所謂櫛形勾玉に、甚しく接近せるものであることは誰しも否定し得ない事實である。かの、大和郡山出土の子持勾玉が、その手法の明に子持勾玉の流れを汲むものであることが認められる半

面に於て、又甚しく、その形式の櫛形勾玉に近似せるものである點は、さきに高橋博士が兩者の有關係を認められた說と一致するのを見る。

かくして、子持勾玉の上限とその下限とが明に認められるに至つたとすれば、その間に於ける勾玉の形式的變遷は、之を第一圖示の如く想定することが出来るのである。

即ち、第一期に於ては、未だ原型を甚しく離れ得ざる境遇に置かれてゐたが故に、その形狀を整へるといふよりも、子持勾玉發生の創意に束され

て、美しく飾り立てるといふことに念願を置いてゐたものであることが察せられ、時を経るに従つて、次第に形式の進化をなし、第二期の前半に於ては、ほどその頂點に達したると見ることが出来、爾後次第に褪廻の行程を辿つて、遂に第三期に於ては全く單的に形作されるに及んだのである。そして、その終りに於ては、一方は櫛形勾玉ともなり、他方、又普通の勾玉の群勢に、その姿を没したものとも解されるのである。

三 子持勾玉發見の遺蹟

偶然な事情のもとに、屢々その出土をみる子持勾玉にとつては、勢ひその遺蹟なるものゝ明徵を缺ぐものが大多數を占めてゐる。これは、まことに、銅鐸、銅劍銅鉢等の青銅器と全く同轍である。今日その出土遺蹟の徵證を有するものは、極く僅な數に止まつてゐて、その他は、すべて、單獨に、何等の伴出遺物もなく、亦何等の特殊的な設備もなく、全く文字通りの單出である。従つて、これが、出土遺蹟と如何なる關係を有するものである

やについては、全然不明であつたのである。然るに、前掲地名表の後尾に附して置いた備考欄の如く、之等の勾玉の中には、やゝその遺蹟の性質の明にし得られるものがあるのである。

かの清野博士所藏の常陸四箇所作出土の勾玉が、博士記載の如く（日本原人の研究一七一页）多數の滑石製模造器具（石製模造鏡約二十箇、鉢若くは劍の模造品石製模造玉類）及祝部土器、彌生式土器等の散布する、所作貝塚東隣の畠地に於て出土したといふ確信し得べき徵證は、たゞへそれが散布地の形式を有する遺蹟であるとはいへ、彼の大和三輪山の神出土品にしていま國學院大學に列陳する處の樋口清之氏藏品と共に最も重要視すべき子持勾玉出土の遺蹟である。樋口氏藏の一箇の勾玉は、氏の（奈良縣三輪町山ノ神遺蹟研究）（考古學雜誌十八ノ十及十二）に據れば、一つの巨石を對象としたる祭祀遺蹟の出土であるといふのであって、さきに高橋博士によつても發表せられたる所論とは、可成異つた結果をみてゐる。果して、この廣域な遺蹟に於て、樋口氏列舉の他の

遺品と共に、この一箇の子持勾玉が出土したものであるや否やについては、清野博士所藏の勾玉程、その確證を有してゐないのは遺憾であるけれども、氏の所論にして信じ得べくんば、又別な意味に於て、本勾玉の古墳出土の一例にあらざることを思はなければならぬ。かの日向廣島の子持勾玉が、痛烈に梅原氏によつて論述をみたるが如く、一つの混淆に基く遺蹟の指定であるならば、私も亦梅原氏の所説を是とする一人である。

而して、紀伊秋月の日前神宮社地に於ては彌生式土器の散布をみるといへば、伯耆高麗、因幡青島、近江滋賀の如きと共に、彌生式土器を主體として成立せる、遺蹟の一つであることが察知せらる。とくに、因幡青島の如きは、湖山池の中に浮ぶ、まことに整美な前方後圓墳を見るが如き形式（湖山井戸よりみて）の島の前方に於て、小形の石斧と共にその南方部に出土をみたるとせば、同遺蹟出土の他の遺品と照考して、その遺蹟のまさに何れの性質に屬するものであるやを感知せしめる。

又常陸神生貝塚の勾玉出土地が、日本石器時代地名表の示すが如き多數の遺物を出土したる遺蹟であるとはいへ同遺蹟出土の遺物の中には、彌生式土器の若干の他に注目すべき貝輪一箇を出土して居り、子持勾玉がその何れの局部に於て、又何れの状態に於て發見せられたるものであるか明白ではないとはいへ、又以て、重要視す可き遺蹟の一つであることを失はない。

こゝに於て、子持勾玉は、大和三輪山の神勾玉の示すが如き一つの祭祀趾出土（常陸四箇所作のものも、古墳といふよりも、清野博士の所述の如きであつたとせば、やはり一つの祭祀趾を想定するのがたしかに近いだらう）例と、紀伊日前神宮社地、近江滋賀、因幡青島、伯耆高麗等の如く、彌生式土器を以て、之の遺蹟の本質を代表する住居地例と、全くその性質の不詳なる遺蹟出土の三區に類別することが出来るのである。

四 子持勾玉の分布

子持勾玉出土遺蹟の分布は、その發見地名表によつて、概略は知らるゝこと、思はれる。然し、

こゝに一つ注意しなければならないことは、鳥居博士報の本邦圏外の發見に關することである。博士に據れば、子持勾玉はひとり内地の發見のみではなく、遠く朝鮮の南部、慶州附近に於て出土したことがあり（諏訪史第一卷原史時代八三頁）更に又、博士は、壹岐國住吉神社境内から、大なる石で作つた子持勾玉類似のもの數箇を發見せられたといふ（同書六四頁）共に、いま、その圖示もなく、かつ遺蹟に關する詳細な報文もないのであるから、私の詳知することの出來ないのを遺憾とする。もし、博士のこの記載にして、信じ得べくんば、子持勾玉は、單にわが内地の西半に於て所作されたもののみではなく、南鮮より九州にかけても製作せられたこととなるのであるけれども、之をもつて、直に全的に信することはいまの私としては出來得ない。何故ならば、子持勾玉がわが近畿を中心とする青銅文化所産の銅鐸と深關係のものであり、然して、之れが單に石製として轉生したるものであることを認むる上に於て、子持勾玉類似の遺品が南鮮及その地の近域に於て出土せ

りとはいへ、櫛形勾玉の如きものゝ存する以上、直ちに全呑して博士の所述を信ずることが果して出来るであらうか。尤も、南鮮入室里に於ては、漢代といはれる時代の文化所産として、多數の青銅器と共に、銅鐸様小銅器二個の出土があるのであるけれども。この鐸様小銅器が、いふ所の如く、我が内地發見の所謂銅鐸と全く同軌の性質をもつものであるかは、今日猶明言を避けねばならない

状態に存するを以て、鳥居博士報の故小林與三郎氏藏品の如き、子持勾玉なるものも、果して私の思ふが如き銅鐸と有關の存する子持勾玉であるや否やは尙將來の考究をまつて論すべきであり、壹岐の之れに至つては、とくにその感を深ふするものである。従つて、私の採る所は、やはり、子持勾玉は、前掲表示の地名をもつて、今日最も信據すべき出土地なるを思ふものである。

觀者、或はいふであらう。然らば銅鐸と關係あつといふ子持勾玉が、何故に銅鐸の分布と同一の圈内を有せざるやと。この論述は、一應もつともなるの質疑として、私自身考へさせられもする點

ではあるけれども、かの北九州青銅文化を代表すを處の劍鉢の石製化で、所謂石劍と稱せられるものが、必しも、その原型たる銅劍銅鉢等の分布と同轍ではなく、寧ろ石劍の廣く劍鉢分布圈外に多存するを事實として是認する以上、子持勾玉がその母型たる銅鐸と同一の分布を辿らざりしことも、この傍證を得て、その間の理由は自らが鐸明してくれるであらう。

即ち、子持勾玉創出の直接の母型たる銅鐸は、これを銅鐸文化の推移變遷より觀て、明に同文化の中期以後の所作に係るものと見られるものゝ一群である所からして、更に、子持勾玉が、これらから出發して作出せられるに至るまでは、いくらか時間的な餘裕を前にしてのことである。しかるに一方、銅鐸は、この鎧鉢にミヅラ様の飾彩を有するに至つてからは、程なく優秀な作品を遺して滅ぼすべき運命に直面してゐたと思はれる點がある。によつて、子持勾玉が漸く、その姿を文化史的に現出するに至つた頃は、最早銅鐸は廢滅に近かつた頃であつたらう、かかる時に及んで、一種の寶

器であると共に、又一種の神祕的威力をもつ宗教

具であつた銅鐸に對する憧憬からして、人々は之の名残りを勾玉にあしらつて之を尊び、或は、尙當代銅鐸を有し得ざりし少數の民衆が、この子持勾玉を帶ぶるによつて、自らの生活に、神祕的な力を得、或る意味に於ては銅鐸の代用的な役目をなさしめたに相違ない。かゝる意味からして、青銅兵器を得ざりし人々や、もしくはその青銅文化廢滅の後に於て、尙石劍が民衆の間に尊重せられて廣く當代の本邦人に使用せられし事實を思ふにつけ、子持勾玉の遠く、西は九州日向から、東は關東、越後まで、その分布を見るに至つたことも、左程不可思議ならざる事象として、之を觀ずることが出来るのである。

五 子持勾玉の用途

近時、わが學界に於ては、この子持勾玉をもつて、その形狀よりして、海幸と關係深きものであり、その用途の如きも、魚類の形狀をシンボライズムし以つて漁撈に關心を有する一つの護符たらしめしものではあるまいかといふ梅原末治氏の説と、(マンロー氏もほど同一)古く大野雲外、和田千吉兩氏によつて説かれたる儀式用説と、裝身具としての意義を脱して、一つの厭勝的意義を以て取扱はれたる奉幣報賽等のものであるといふ高橋博士の説と、之とほど相似たるものに鳥居博士の祭祀説とがある。

いま、何れを是とし、何れを非となすかに至つては、論者自からその根柢の立場を異にせるが故に、一様に取扱ふことは出來ず、梅原氏の説は、かの銅鐸が魚類の形狀をシンボライズムしたるものであるといふある説と一致して、たゞその形狀より誘導せられたる所論なるべく、その眞價に至つては、私のやゝ異となすところである。鳥居博士も、亦曾つて、信濃永明村矢ヶ崎發見品の記述

をなすにあたり、西比利亞イルクツクの西方出土の石器時代遺物中に、蠟石をもつて形作せる魚形石製品の存することや、ギリヤーク人の鮫魚その他を木製して、神具とせる土俗あるに徴してほど梅原氏に近き所説を發表せられたこともあつたのである。

而して、高橋博士及大野、和田兩氏の所説は、恐らく、既に梅原氏も指摘せるが如く、子持勾玉が、その形に於いて 優に六糧による程の大型であり、（従つて重量も相當にある）かつその石質よりして、到底美を好む當時の民衆の常用品として、その嗜好に不適なりし一因にその根を有するは明であり、この發點、亦私も同感とする所である。

既にして、子持勾玉が銅鐸より出でたるものであることを認むる私としては、その用途の如きも、當然、銅鐸のもつそれよりも、甚しく遠隔なる圈外に存在してゐたとは思はない。たゞ銅鐸と子持勾玉とは、何人も氣付くが如く、その形狀及大きさを異にせる點も存するをもつて、全く同一な用

途のみにあてがわれたるものであるといはれないものであることはいふ迄もない事である。

子持勾玉を生ましむるに至つた有耳の銅鐸は、既に小型にして、銅鐸より發する音律を神祕的に尊びしものより一變異し、單に、その形ちより受くる神祕力を尊重せし頃のものなれば、音律に對する神祕觀は既に消滅せしものとして、之を觀る可く、子持勾玉が一つの鐸樣器たらずして、實に勾玉樣の形ちをなすことも、こゝに心的芽生の存するを見る。

かゝる見地に於て、子持勾玉の用途は、中期以後の銅鐸等と共に、神祕的威大なる神力をもつて宗教的な寶器として、民衆の尊崇して止まざるものであり、旁々、一端に存する貫孔に鉤を通して、以て、之を使用し、己に位階を示すと共に、魔物を畏怖せしめる原始的護符であつたとすべきである。そしてその出土狀態よりみて、一面、祭祀にあたつてこの貴重なる事物の使用をみたることもあつたであらう。東九州地方に於ける「お石」なる神供せし石碑が、護符と治病の神意として、いま

も尙盛に民間に行はれる土俗は、興味ある慣習であると共に、又以てひそかに参考とすべき要件である。

六 伴出遺物及遺蹟より見たる子持勾玉の年代と文化史的性質

限定的な意味に於て、子持勾玉が、他に伴出の遺物を有してゐた確實な例證は、僅に、因幡青島の一箇のみである。(據梅原氏)この遺物は、小形な石斧であつたのである、尙この他にこの遺蹟からは、石鎌、石斧、石錐、石庖丁、彌生式土器等の出土があつた。

しかし、子持勾玉を出土したる地の近域に於て、若しくはその局地の一部に於て、その他の遺物の發見された例は少數乍ら存する。

常陸四箇所作大和三輪山の神、伯耆長田、近江南滋賀村等はその例であり、や、確徵を缺ぐ點は存するとしても、やはりこの種のものに紀伊秋月、常陸神生等がある。

前にも述べたるが如く常陸四箇の遺跡に於て、

り、又大和三輪山の神の如く、多くの石製品及金属製假器の他に、やはり彌生式土器、陶質土器、石器等の出土せるもあり、伯耆長田の如く石鎌、石斧、彌生式土器等の發見あり、近江南滋賀紀伊秋月の如く單に彌生式土器のみの出土した例もある。いま、便宜上、因幡青島の如く、子持勾玉と共に出土した遺物を第一等資料とし、他の殘餘の近域出土の遺物を第二等資料として、私は左に論歩を進めて行く。

青島遺蹟に於ける第一等資料の示す文化色によつて、その最も型式の古きもの、一例と目される子持勾玉が廣汎な石器時代遺蹟の一邊に於て、當代の常器たる石斧と存し、しかもその背景に彌生式土器を主體となす住居址を有するに至つて、子持勾玉は、その始めまだ全く石器時代文化の階程から、甚しく脱し得ざる時代に於て、彌生式土器作出者の間に、その生存の確さをみたるものであつたことを確知することが出来るに至つた。しかし乍ら、この地發見の子持勾玉は、柴田氏の滑石製品も、亦中本氏の綠色の蠟石製品も、共にその

製作に、もしくはその穿孔にあつて、明に金屬器の使用を思はせるものありといふを以て、たとへ本遺蹟に於て、石鎚、石斧、石錘、石庖丁等の石器存せるととはいへ、これを手持勾玉の有する事實に照應して、純然たる石器主用の時代となすことには出來ないのである。既に世人の周知せるが如く、この青島の存する湖山池周圍の彌生式系統の遺跡に於ては、石器の外に豊富に銅鐵器を出土せる所謂石金併用時代に屬する遺蹟が多く、又少し離れた伯耆米里には、銅鐸が彌生式土器と共に存してゐた顯著な事實等があるから、金屬器の存在を缺ぐとはいへ、青島遺蹟は、やはり石器に金屬器を併用したる一時期のものであり、従つて手持勾玉そのものも、當代の所産として、之を確識することも早計ではないと信ずる。

この立論は、又次の第二等の資料を見るに於ても、甚しき背馳を見ることなく、手持勾玉が早く、わが晉期金屬器時代の黎明たる石金併用の頃にその芽生したものなるを確知するのである。しかも、この期のものが、揃ひも揃つて、型式學的に

みても、手持勾玉の優秀な部類であり、何れの見地よりするも、その母型たる銅鐸と相通するものの甚しく多分なるは、之又前者の年代觀に大なる立證をなすものである。

而して、之等の石金併用時代所產と明に立證されるものゝ一類を去るにつれ、所謂型式學的見地の第二期に至れば、殆ど併出遺物をもつことなく、しかも亦遺蹟としての確徵を有せざるものゝみであるのは、用途の變遷を示す一事實であるやも知れなきれども、更にその型式的に著明なる變轉をなせる紀伊秋月のものに於てすら、末だ彌生式土器の廣義の見解に基ける併出の一事が於ては、古墳をもつて文化を特色付ける所謂原史時代のそれに關係する所なく、石金併用の連續をもつて尙手持勾玉の生存してゐたことを察せしめる。

しかし乍ら、同じ手持勾玉にしても、その形式の非常に退化したる大和郡山出土の如きが、廣義の併出物として、古墳墓制の前期の葬品と目される種類の遺品と共に存してゐたといふことは、その銅鎚を注意し、且つ又石製磨鎚及石製刀子を檢

するに及んで、(他のサヌカイト打製の石鎌、石斧、石庖丁等をも念慮しなければならないとしても、)その期の、寧ろ前者の示例よりは遙に降れるものであり、ともすれば古墳墓制定の初期に於ける所産なるの一事さへ想はせられるのである。又、この例に於ては、その伴出遺物を離れて之を見るも、型式學的に、上位するものにあらざるものなるは明である。而して又、その型式のある點に於て、播磨國加東郡小野町大字奥の古墳から硬玉製の勾玉、碧玉岩及紅瑪瑙製管玉、坏、高坏、坤、脚付坤等の陶質土器、鐵器殘斤等(以上據高橋博士)と共に出土せる硬玉製の所謂櫛形勾玉、及、武藏國橘樹郡旭村大字駒ヶ岡の古墳から、碧玉岩製の管玉、土製小玉、金環及陶質土器等と共に出土したる櫛形勾玉等に、可成近い形似をもつてゐるもの、注意すべき點であると共に、この傍證例によつて、大和郡山の一例が、明に正式なる子持勾玉の最下限の年代を示すものであるのを窮知することが出来る。

つまり、子持勾玉は、如上の見解によつて、そ

の相對年代は、早く、石金併用の頭初に發生し、而して、その樞軸を同代に置き、後、古墳の築成を見るに至つた頃まで引續いて作出されてゐたのである。(しかし、その正式なる子持勾玉は、未だ墳墓副葬のものとして用ひられなかつたのである)そして、子持勾玉の最終を彩る大和郡山例からして、この時代に於てはその形式が最早僅か一箇の子を有するに過ぎざる程度まで退化し、更に後期に於ては明に墳墓副葬の役をなすに至つたのである。所謂櫛型勾玉なるものは、便宜上付けたる名稱に過ぎないものであつて、實は、子持勾玉の後世に於ける例へば郡山例の如きものの一變形的遺品なのである。たゞ武藏駒ヶ岡の示す事實が、その出土遺物に古墳墓制定の後期に屬す可きものではあるまいかと思はれる遺品と共に存してゐたことは、やゝ不審な點がないとは言はれないが、しかし解しやうによつては、かかる後代まで、猶もその殘影を止めてゐたとも思はれるのである。しかしこゝに、一つ注意しなければならないのは常陸神生の遺蹟である。同遺蹟は、貝塚であつ

て、繩紋土器、土偶、滑車型土製品、石鏃、打製石斧、磨製石斧、石錘、石劍、石槌、骨鈎、浮袋

六 結論

口、貝輪等の、豊富な遺物を出土して居て、その遺蹟の明に、繩紋石器時代の圈内に入ること、なるのであるけれども、その貝塚出土の貝輪には、かの攝津加茂の石金併用時代の遺蹟に於て二個を出土せる、ユキノカサガヒ製と同一のものがあつて、頗る異彩を放つてゐる上に、尙彌生式土器片の若干を出土することも聞いてゐるから、全く前述の如く繩紋式の遺蹟のみと断することは素より出來ない。恐らく、手持勾玉は、前者と關係を有するものであるといふよりも、その性質よりして、後者、即ち彌生式土器と深い關係があつたとなすべきである。

こゝに於て手持勾玉は、その遺跡が祭祀址關係のものであるにせよ、又單なる住居址であるにもせよ、とにかく彌生式土器をもつて、その特質を色付ける文化史上の所産なることを明確に立證することが出来るに至つたのである。

上述の如く、私は手持勾玉なる一箇の性質及年代の不詳なる遺品について、まづその形の起源を論じ、この起源論に基いて、その形式の推移發達を考へ、その分布及遺蹟の考究を敢行して、最後に用途、年代及その何れの文化の所産なるかを論じ來つた。

いま、それより導かれる結論をこゝに記してみる。

手持勾玉は、その形の起源を、かの近畿の青銅文化を代表する處の銅鐸のあるものに有し、殊にその所謂子なる小突起の附加の手法と、その配置、手持勾玉自體の形狀及その主體に有する施紋の細點が、ミヅラ様の耳をもつ銅鐸の鉢と、全く相互通ずるものあるに至つて、(銅鐸の中には、鉢と身とに別々に鑄造して後に兩者を結着せしめたものが、この鉢のみの單鑄は注意すべきである。)その直接な主因は、やはり有耳の銅鐸の一群に存するを認められるのである。

子持勾玉主體の形狀の誘因が、何等突起等を有せざる普通の勾玉と、たゞ彎曲するものであるといふ事の類似を見る外、その大きさに於て、その全體の形貌に於て、又その斷面形に於て、全く相異なる相を有する點は、勾玉よりの轉化なるの一論に背馳する。強いて、この點の類似を求むるとせば、それは、下總高岡發見品の如く、私の子持勾玉最終期の所産となすものゝ一例にしか求め得られない。これも私の見解によれば、子持勾玉の終局に於て、當代子持勾玉喪禮の期に乗じて、普通の勾玉の所作觀念が、これに浸潤したとするにある。

依つて、子持勾玉は、銅鐸の、ある意味に於ける、石製異化したものにすぎないのである。その母體との親縁關係は、銅劍銅鋒及クリス型銅弋の石製化である石劍若くは有角石斧の一類と全く同轍である。

而して、櫛形勾玉なる一群の勾玉は、子持勾玉の殘裔として、古墳墓制定の後に於て僅にその餘影を止めてゐたものに過ぎないのである。

子持勾玉出土の遺蹟は、分ちて三つとすることが出来る。即ち、祭祀址關係と目されるものと、單なる住居址と認められるものと、その遺蹟の性質全く不詳な單出のものとである。第一は、その地出土の他の遺物の研究よりして、遺蹟の常例たる住居址以外のものではあることは容易に首肯される。果して、いふが如き、祭祀遺址であつたか否かについて、尙今後の研究を要する部分もあるのであるから、いま全く先人の説けるが如き祭祀址となすことは出來ないけれども、暫く之を出土遺物の性質よりみて祭祀址説に假定をとる。第二の住居址は、その遺蹟の形式、全く從來考究されたこの種のものと變異せる點を認めざるによつて、まづかく信じて疑はざるものであらう。因幡青島の如く、石斧と共に存してゐた事實の如きは、又以てこの間の消息を物語るものである。第三は、全然子持勾玉のみの單出であるから、いま何れともいひ難い。觀者によつては、その單出であるのを根據として、之を第一の遺蹟と同一視さうとする傾もあるけれども、之はまことに危險な論斷で

あるのを免れない、私は、これとほど相似たる出土状態を有し、しかも、この勾玉の母型と信ずる銅鐸の、その何が故に單出なるやの究明されるまで、やはり一種の不詳なる遺蹟として、將來の研究にまつ可きを隱當として信するものである。要するに、今の所、子持勾玉は、その出土全遺蹟中、二箇所の祭祀址關係と認められる所に於て出土し、又三箇所の確例と二箇所の不確例と性質の不詳なる銅鐸出土の遺蹟の一箇所に於て發見され、他は全く、單獨に出土したもののみである。

大和郡山發見品の如きは、石庖丁、打製石鐸、石斧等の遺物の存在によつて、この銅鐸の石金併用時代の所産なるを思はせられる點も存するのであるけれども他面、石製刀子及石製磨鎌等の介在を見るに及んで、前説の果して隱當なるものであるかと疑はれる。これは又銅鐸の研究より發端して、以てその性質の考究をなし然る後、子持勾玉の歸結する點を定めなければならぬ。この點は、本稿としては、やゝ枝葉に亘る嫌もあると思はれるに依つて、不日、銅鐸自身の研究をなすにあたつて、

一言之に及ぼすつもりである。たゞ私としては、子持勾玉の形式學的推移よりして、この遺蹟の古墳墓關係のそれに近きものであり、かつその年代の他の子持勾玉作出の頃よりは、ずっと降下をみたる時代のものなるを思ふもの切なる點がある。

子持勾玉の分布に於て、關西は山陰をも合せて十三箇所十五箇、それ以西に於ては二箇所の一箇、中部日本から關東までは三箇所の三箇、常陸、下總、上野の關東地方は十四箇所の十五箇、信濃越後は八箇所の九箇となつてゐる。まづこの分布に於て關西山陰中、大和の六箇を有するは注意すべく、次いで島取縣の四箇所五箇も亦注目すべきである。

これは、關西地方に於ては、當時大和が、子持勾玉の文化樞軸であつたことを示すと共に、又伯耆因幡の二國も、亦自ら一つの文化圏を作つてゐたことが察せられる。しかし子持勾玉の形式からすれば、文化の流れは、山陰から大和へと路をとすれば、文化の流れは、山陰から來てゐるのであつたものであることが察せられ、伊豫、日向の各一例も、その流れは、やはり山陰から來てゐるのであ

る。これは關西及その以西に於て、子持勾玉の本源が山陰にあつたことを示す有力な事實である。

次いで、關東及信濃越後地方の東國に於ては、何といふても、下總常陸の大平洋岸が、自ら文化の樞軸をなしてゐて、或る意味に於て亦越後をも取り入れて、信濃は一つの文化圏を形造してゐる。

しかし、この場合に於ては、その文化の流れは濃越の避地から太平洋岸へと路をとつたのでもなく、又下常の地から濃越へと直接に流れただのでもない。かの北豆もしくはその近邊に一つの源を發して、濃越に、もしくは下常の太平洋岸に、大きな流となつて注いでゐるのに他ならぬ。しかし、その盛行した軸心は前述の如くに下總常陸の二國である。これは、山陰に於ける大和の場合と同一の見解を與へる。

子持勾玉の用途について Ruruto Island の土人の間に行はる、Taugar Upao vahu なる一種の神に、無數の小兒を附せると相似たるものと見ると見にはあらざるかとする梅原氏の所論は、イルクーツク博物館列品中の蠟石魚形品に、ギリヤークの漁撈に對する神祕的な宗教儀式の風習を參照して、以てその用途を論ぜられ、他面この遺品をわが子持勾玉のそれに比較された鳥居博士の考へともほど相似て、興味ある用途論ではあるけれども、

り伊豆以東以北の銅鐸文化の圈外地に多出してゐる。この點、一見異様な分布觀を與へもするけれども、却つてこの點こそ子持勾玉の本質とその年代觀に對して、有力な一つの傍證を添へることとなつて、又別な途から考へても興趣の存する一事實である、これは、一面に於て銅鐸に發源したる子持勾玉が、銅鐸を有することなき避遠の人々に、如何に尊ばれたかを示す有力な資料である。そして銅鉢銅劍を有し得ざりし避地の人々が、その模造になる石劍の類を、非常に尊びしと同一な意味のものであることは明である。

わが子持勾玉が魚形に近き形相をもち、かつ主として、日本海と太平洋との沿岸出土とするとはいへ、銅鐸と有關を認むる私にとつては、いま俄に贊意することが出来ない。もつとも、わが銅鐸が、一派の人々の説の如く、魚形をシンボライズしたものであるといふことが事實でありとせば、従つて子持勾玉の用途も或は前兩者の説くを以て妥當であると解することも出來やう。しかし、銅鐸が、支那先秦の扁鍾より、日本的に改變せられたものに過ぎないと見る私には、如上の説は素より探ることは出來ない、で今日に於ては、高橋博士の所説をもつて、最も妥當な用途論となすことが出来るのであるけれども、既に銅鐸との有關の存する以上、私の見解としては、甚しく銅鐸の用途とかけ離れたものであつたとは思はれないのである。わが銅鐸の用途の未だ定説なき今日では、從つて十分な解釋を又子持勾玉に與へることは出来ないであらうけれども、銅鐸を得ざりし人、もししくは、そのものゝ貴重な尊むべき神意のこもれるものであることを知れる民衆が、自らその鐸を

模して之を作り、その有する貫孔に鉤を通じて、そのあらたかなる神意を汲んでゐたことだけは伺はれるだらう。同時に又之れが一つの已の生活上に於ける位置の氣高さを示し、又ある場合には神祕的な宗教儀式に、用ひられたこともあつたであらう。式内赤羽神社の祭典に於て、天日梓命の招來品と傳ふる神寶が、社司の祝詞につれて打ちふられつゝ、以て神意を迎ふるものありとする實例は、この後者の例を考へるときに、一つの興味ある刺戟ともなる。

子持勾玉の盛行をみたる年代は、ほど銅鐸の行はれたる年代と相併行してゐたと見る可き點があるけれども、子持勾玉の形に於ける發生の順序から考へてみて、その實年代は、銅鐸の年代に於ける中期以後の頃に、その初旬を有してゐたと思はれる。私の見解によれば、銅鐸は早く支那の先秦を甚しく降らざる時代に、日本に於て鑄作され、當時未だ石器時代の文化を彷彿してゐた日本人によつて、之が文化の支持を見たのである。そして、開發的なる一部の人々が、石金兩器を使用する頃

に於ては、銅鐸は、又甚しく發達して、その鑄造技術の上に、その意匠に於て、可成高度な文化を有してゐたのである。鰐及鉢に、ミヅラ様の耳をもつに至つた作品は實にこの時代のものである。

従つて子持勾玉も、その母型たる銅鐸の時代的變遷に鑑みて、早きは石金併用の當初にあたつて芽生し、後遠く避地の文化にとり入れられ、文化の地方相に浸潤して、ある地方に於てはずつと後代まで、一變一化して尙餘命を保つてゐたと思はれる。しかして、文化の中樞であつた近畿の大和及その近傍、關東の一地方では、甚しく退化した形貌に於て普通の玉類と共に、古墳墓に副葬されるに至つたものもあつた（橢形勾玉なるものは、實にその間の一例である。）けれども、正式の形を帶べる子持勾玉は、未だ墳墓に副葬された例もなく、（之は又用途の方面からも來てゐるだらう）特殊の單出を除いて、他は彌生式土器主體の遺蹟に於て、彌生式土器若くは石器を伴出してゐるのであるから、この種の遺蹟の多い近畿山陰に於ては、その年代の要點は、銅鐸と等しく、古墳墓制定の以前

にあつたと見なければならぬ。

子持勾玉は、その文化的色彩に於て、終始、彌生式土器を以て特色付ける文化の所産である。これは、全く近畿に於ける銅鐸、九州を中心として發達せる青銅兵器とその軌を一つにする。

そしてその出土状態に於ては殆どすべてが單出である銅鐸及び銅鉢銅鋸の中のあるものとも、全くその性質を一つにする。この點最も重要視すべき一項である。

附錄 有耳銅鐸發見地名表

一 附錄載示の理由

子持勾玉が、わが銅鐸の存在を無視して、その形式に、その作出の手法に、その意匠に於て、若くはその出土状態に於て、殊ど絶對的に他に對象しえべきものをもたないことは、如上の概述によつて、その大要是解して戴けたものと信ずる。然

らば、その子持勾玉の直系の母型である有耳の銅鐸が、今日如何なる分布を有し、而して、之れが又子持勾玉の分布と如何なる關係を呈してゐるかを一層鮮明に解示するためには、私はこゝに、その出土地名表を載せる。

二 有耳銅鐸發表地名表

(有耳銅鐸とは、その鑄及鋤に耳様突起をもつ銅鐸を指す)

番號	出生地	銚(耳の箇數)	諸(同)	備考	箇數、形式
1	大和國宇陀郡	一	一	續(日本記) (推定)	一
2	同國山邊郡丹波市 町石上	内譯(一は一) (二は三)	二(一は六)	一二流水紋式	六所 傳一流水紋式
3	同國生駒郡平城村 秋篠	一	各個宛	一三袈裟襷式 一面流水 袈襷紋	六 打出 一一袈裟襷式
4	同國南葛城郡吐田 郷長柄	一	二銅鏡伴出 一面流水 袈襷紋	千歲 同	14 同國武庫郡精道村 打出
5	河内國南河内郡山 田村鹿谷寺	三	六	一一袈裟襷式	15 同國三島郡山田村 山田別所
6	同國中河内郡高安 村恩智	二	六	一一流水紋式	16 同國同郡清水村
7	同國北河内郡	一 (二は六)	一	一二袈裟襷式	17 伊賀國名賀郡阿保 村柏尾湯舟
8	同國南河内郡玉手 山	三	一所	傳一袈裟襷式	18 同國阿山郡府中村 不
9	同國寺臺村	—	—	—	19 同國名賀郡神戸村 高瀬東賀柳
10	和泉國泉州郡東葛 城村神於	—	—	—	20 伊勢國壹志郡下川 口村東風呂谷
11	同國同郡北信達村 林昌寺	—	—	—	21 同國安濃郡神戸村 神戸木ノ根
12	同國泉州郡陶器村 町榮根井坂	—	—	—	22 同國河藝郡榮村磯 山
13	攝津國川邊郡川西	—	—	—	23 尾張國東春昇郡篠 木村神領
14	同國武庫郡精道村 打出	—	—	—	—
15	同國三島郡山田村 山田別所	—	—	—	—
16	同國同郡清水村	—	—	—	—
17	伊賀國名賀郡阿保 村柏尾湯舟	—	—	—	—
18	同國阿山郡府中村 不	—	—	—	—
19	同國名賀郡神戸村 高瀬東賀柳	—	—	—	—
20	伊勢國壹志郡下川 口村東風呂谷	—	—	—	—
21	同國安濃郡神戸村 神戸木ノ根	—	—	—	—
22	同國河藝郡榮村磯 山	—	—	—	—
23	尾張國東春昇郡篠 木村神領	—	—	—	—

古今要覽
鱗狀紋
海波紋
青

24 尾張知國愛知郡鳴海々底	三	六所 傳一袈裟襷式	38 同國同郡同村船渡	一各六箇宛	一一同
25 同國尾張家の凜	三	六同 一流水紋式	39 同國磐田郡敷地村	一 同	一二同
26 同國愛知郡	三	六 究鐸の研一同	40 同國磐田郡和田村	一 同	一二同
27 三河國渥美郡神戸村神戸谷ノ口	三	六同 內譯(三は三)	41 同國同郡芳川村都盛ツ、ミ通り	一 四	一一同
28 同國額田郡男川洞	四同	二 袈裟襷式	42 同國濱松市南方海濱	三 不明	一一同(?)
29 同國三和村小島	二	二	43 伊豆國田方郡修善寺益山寺	三	六(疑問有り)傳一同
30 同國寶飯郡八幡平尾源祖	六	一	44 近江滋賀郡石山村	三	六(疑問有り)傳一同
31 同國同郡小坂井村伊奈松間	各六宛	一	45 同國小野州郡野州町小篠原大岩山	六	一一同
32 同國幡豆村安泰寺	三(?)	一	46 同所	三 各	六 一一同
33 近江國濱名郡白須賀近	各三箇宛	一	47 同國鏡山村山面高塚	二	二(疑問あり)傳一同
34 同國同郡三方原村	六	一	48 同國長濱町附近	三	六(疑問あり)傳一同
35 同國小笠郡大池村長谷	六	一	49 同國	二	二(但し)傳一同
36 同國引佐郡三ヶ日町釣荒神山	各六箇宛	一	50 美濃國沓葉郡加納町上加納篠谷	二 所	傳一問
37 同國引佐郡中川村中川惡ヶ谷	一	一	51 同國可兒郡久々利村久々利盤場	二(但し)	一一同
	一	一	52 若狭國遠敷郡野木村堤向山	二(痕跡)	一一同

53	越前國今立郡新橫江町新	三	六(?)	一	同
54	同國坂井郡大石村 井ノ向島田	一	二	十一	流水紋式
55	丹波國北桑田郡弓削村下弓削	一	二	十一	裝袱繩式
56	丹後國與謝郡桑飼村明石和田	一	二	十一	裝袱繩式
57	同國同郡三河內村比丘尼城	一	二	十一	流水紋式
58	但馬國城崎郡港村氣比鷲崎	一	二	十一	裝袱繩式
59	伯耆國東伯郡八幡町八幡龍灣	一	二	十一	流水紋式
60	石見國邑智郡中野村假屋	一	二	十一	裝袱繩式
61	同國那賀郡上府村城山鍛冶床	一	二	十一	流水紋式
62	播磨國宍粟郡河東村須賀澤	一	二	十一	裝袱繩式
63	同國同郡神戶村閻賀	十	三	二	十一 同
64	同國佐用郡三日月村下本鄉	六	三	二	十一 同
65	同國明石郡垂水町山田板上	六	二	二	十一 同
66	備前國邑久郡大宮村藤井	六	一	一	同
67	備中國吉備郡吳妹村妹池ノ上	六	六	十一	裝袱繩式
68	紀伊國日高郡矢田村鐘卷大門西本庄だま谷	三	六	明	不
69	同國同郡上南部村不莊大久保	三	六	明	不
70	同國同郡同村桑谷雨請山	三	六	十一	同
71	同國同郡同村西本庄大久保	三	六	十一	同
72	同國同郡東內原村各茨木	三	各	六	一一同
73	同國同郡日高村	三	各	六	一一同
74	淡路國三原郡秋帆村慶野組中ノ御室	三	各	六	一一同
75	讚岐國木田郡牟禮村源氏ヶ峯	二	二	二	一一同
76	同國仲多郡善通寺町大麻山	一	一	一	一一同
77	同國三豐郡一ノ谷村古川南下	一	一	一	一一同
78	同國仲多郡善通寺町善通寺	三	六	一	一一同
79	阿波國板野郡板東村檜乾谷	三	六	一	一一同
80	同國同郡大山村神宅山田	三	六	一	一一同
81	同國勝浦郡多家良村八多	明	不	明	一一同
	(形式に疑問あり)	り			

82 同國麻植郡川島町 川島	—	二	—	一 流水紋式
83 同國同縣牛島村上 浦浦山	—	六	—	一 製裝繩式
84 同國那賀郡大野村 下大野	—	三 不詳	—	一 (鉢の) 同
85 國同郡桑野村山口 田村谷	—	二(痕跡)	—	一 同
86 同國同郡椿村椿曲 り	—	二(同)	—	一 同
87 同國板野郡榎瀬村 土佐國土佐郡森村	—	六 (銅鐸の研) 究	—	一 流水紋式
88 同國香美郡葛目村 善寺址	—	六 同	—	一 製裝繩式
89 同國同郡田村舊正 村切畑山	三	六 同	—	一 同
90 同國安藝郡伊尾木 同國香美郡養布村 董生野附近	—	一(?) 不明	—	一 同
92	三	六 (疑問) あり	—	一 同

附稿後、木村次雄氏の好意によつて、丹波國氷上郡新井村新井神社に一箇の子持勾玉を所蔵してゐることが、氷上郡誌に出て居る由を教示せられた。果して、同所の出土品であるか否か明でないけれども、更に一ヶ所遺品の實在を知り得た悦びをこゝに附記して、氏の好意を謝したい。詳細は不日之を錄することを約する。

附記 以上の地名表中、鉢及鑓の耳様突起の數量の中には、鐸の現相からして、推定し得るもの若くは復案し得るのは、成可く之を復原してその實數に近き數字をもつて示した。尙、以上の九十二箇所の外、二、三

附記 以上の地名表中、鉢及鑓の耳様突起の數量の中には、鐸の現相からして、推定し得るもの若くは復案し得るのは、成可く之を復原してその實數に近き數字をもつて示した。尙、以上の九十二箇所の外、二、三

附記を終るに臨んで、一笔更に附述して置きたいことは丁字頭を有する大形の勾玉(普通の)が出雲國能義能郡義村から出土し、いま出雲大社の寶物館に列陳されてゐる事實を知るに至つた一件である。高さ約四寸を越す逸品である。大きさよりみて、普通

の同式の小型品と、自ら別個な用途を帶び

てゐたものであることを察し、その根底的な本質は暫く別として、單に、その大型にして、大きさの子持勾玉に近いものである

ことを注意して置きたい。

×

第一圖中のE'の「信濃手良」は「因幡手青島」の誤りに付き補正する。

直 良 信 夫